



熊本県公報

号外 第 7 号

平成 25 年 3 月 29 日 (金)

(毎週 火・金発行)

目 次**訓 令**

○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	(人事課)	1
○熊本県フードバレー推進室設置規程	(リ)	57
○熊本県水俣条約外交会議推進室設置規程	(リ)	57
○熊本県建築物安全推進室設置規程	(リ)	58

訓 令**熊本県訓令第 23 号**本府各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 25 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県庁処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 総務部の項中

文書私学局	県政情報文書課
	私学振興課
総務税務局	総務事務センター
	管財課
	税務課
市町村局	市町村行政課
	市町村財政課
	消防保安課

を

総務私学局	県政情報文書課
	総務事務センター
	管財課
	私学振興課
市町村・税務局	市町村行政課
	市町村財政課
	消防保安課
	税務課

に改める。

別表第 3 知事公室危機管理防災課の項第 3 項を次のように改める。

3 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) の施行に関すること。	1 同法第 2 条第 1 項第 6 号の規定により指定地方公共	1 同法第 28 条第 3 項の規定による資料等の提供又は	1 同法第 50 条第 2 項の規定による災害応急対策を実
--	---------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

			急措置を代行すること。 6 同法第 74 条第 1 項の規定により急措置を実施するため、他の都道府県知事に応援を求めること。 7 同法第 74 条の 2 第 1 項の規定により他の都道府県知事に対し、災害発生都道府県知事又は市町村長を応援することを求めるよう求めること。	料を提出すること。 6 同法第 53 条第 2 項の規定により災害の状況等を報告すること。 7 同法第 57 条の規定により電気通信設備を優先的に利用すること等を求めること。 8 同法第 70 条第 3 項の規定により急措置の実施を要請し、又は求めること。 9 同法第 71 条第 1 項の規定により従事命令等を発し、又は施設等を管理し、若しくは収容	
--	--	--	---	---	--

し、又は職員に立入検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から報告を取ること。

10 同法第 7 条第 1 項の規定により応急措置の実施について指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示すること。

11 同法第 7 条第 2 項の規定により災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援すべきことを求めること。

12 同法第 7 条の

					2 第 4 項の規定により災害発生市町村長を応援することを求めること。		
					1 3 熊本県防災会議条例(昭和 37 年熊本県条例第 54 号)第 3 条第 2 項の規定により防災会議幹事を任命すること。		

別表第 3 総務部の項を次のように改める。

総務部	人事課	1 職員の任免、分限、表彰、懲戒その他人事に関すること。	1 職員(技能労務職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員をいう。)を除く。)の任免(兼務	1 職員(部内局長、広域本部長及びこれらに相当するものに限る。)の人事評価を実施すること。	1 職員(知事専決事項の欄第 1 号に規定する技能労務職員を除く。)の分限(地方公務員法第 28 条第 1 項の規定による降任に限る。)に関すること。	1 職員(知事決裁事項の欄第 1 号に規定する技能労務職員を除く。)の任免のうち兼務及び併任に関すること。	2 地方公務員法第 2 条第 2 項の規定に

及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 6 条第 1 項第 1 号に規定する任用を除く。）、分限（地方公務員法第 28 条第 1 項の規定による免職に限る。）、表彰及び懲戒すること。	2 知事決裁事項の欄第 1 号に規定する技能労務職員の任免、分限（地方公務員法第 28 条第 2 項の規定による休職を除く。）、表彰及び懲戒すること。	2 知事決裁事項の欄第 1 号に規定する技能労務職員の任免、分限（地方公務員法第 28 条第 2 項の規定による休職を除く。）、表彰及び懲戒すること。	2 知事決裁事項の欄第 1 号に規定する技能労務職員の任免、分限（地方公務員法第 28 条第 2 項の規定による休職を除く。）、表彰及び懲戒すること。	2 知事決裁事項の欄第 1 号に規定する技能労務職員の任免、分限（地方公務員法第 28 条第 2 項の規定による休職を除く。）、表彰及び懲戒すること。
2 職員（本庁部長及びこれに相当するものに限る。）の人事評価を実施すること。	2 職員（本庁部長及びこれに相当するものに限る。）の人事評価を実施すること。	3 職員（本庁課長及びこれに相当するものに限る。）の人事評価を実施すること。	3 職員（本庁課長及びこれに相当するものに限る。）の人事評価を実施すること。	3 病気休暇（結核性疾患以外の私傷病により療養を必要とする場合における病気休暇を除く。）を承認すること。

任用に
限る。
) に關
するこ
と。

5 職員
の分限
(地方
公務員
法第 2
8 条第
2 項の
規定に
よる休
職に限
る。)
に關す
ること
。

6 熊本
県職員
の勤務
時間、
休暇等
に關す
る規則
(平成
7 年熊
本県人
事委員
会規則
第 2 号
) 第 1
3 条の
表 3 の
項及び
4 の項
に規定
する場
合にお
ける特
別休暇
を承認
すること。

7 育休
等代替
臨時職
員の任
免に關
すること。

8 地方

公務員の育児休業等に関する法律第 2 条の規定による育児休業の承認及び同法第 3 条の規定による育児休業の期間の延長の承認、同法第 5 条の規定による育児休業の承認の取消し、同法第 10 条の規定による児童短時間勤務の承認、同法第 11 条の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認及び同法第 12 条の規定による育児短時間勤務の承認の取消

しをす
ること
。
9 臨時
事務補
助員、
臨時技
術補助
員、臨時
技能補助
員及び臨
時労務補
助員の分
限及び懲
戒に關
すること。

10 地
方公務
員法第
26 条
の 3 第
1 項の
規定に
よる高
齢者部
分休業
の承認
、熊本
県職員等
の高
齢者部
分休業
に關す
る条例
(平成
19 年
熊本県
条例第
695 号)
第 5
条の規
定によ
る承認
の取消
し及び
休業時
間の短
縮並び
に同條
例第 6

条の規定による休業時間の延長の承認をすること。

1 1 非常勤の嘱託員、調査員、講師その他これらに準ずる者に係る本人から申出に基づかない任期途中における解嘱（懲戒に相当するものに限る。）に関すること。

1 2 地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項の規定による自己啓発等休業の承認、同条第 5 項の規定による承認の取消し及び熊本県職員等の

自己啓
発等休
業に關
する條
例（平
成 19
年熊本
県条例
第 67
号）第
7 条第
3 項の
規定に
よる期
間の延
長の承
認をす
ること
。

1 3 地
方公務
員法第
28 条
の 4 の
規定に
よる職
員に係
る勤務
形態、
勤務地
など勤
務内容
に關す
ること
。

1 4 熊
本県職
員の職
務に專
念する
義務の
特例に
關する
条例（
昭和 2
6 年熊
本県条
例第 7
1 号）
第 2 条
の規定
による
免除（

						総務部長が別に指定するもののを除く。)すること。	
						15 地方公務員法第 38 条の規定による営利企業等の従事制限の許可をすること。 16 職員(所属職員に限る。)の人事評価を実施すること。	
2 職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関すること。	1 昇格及び昇給の発令に関すること。					1 調整額の発令に関すること。 2 退職手当を支給すること。 3 電子計算組織に係る給与の支出命令に関すること。 4 管理職員特別勤務手当の決定に	

					関すること。	
3 行政組織及び職員の定数に関すること。	1 行政機関の設置及び改廃に関すること。 2 職の設置及び改廃並びに職の格付の基準に関すること。			1 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年熊本県人事委員会規則第10号)第3条の規定により、組織の改廃等を人事委員会に通知すること。		
4 副知事の任免に関すること。	1 副知事の任免をすること。					
5 各種委員会委員の任免に関すること。	1 各種委員会委員の任免をすること。					
6 職員の海外派遣研修に関すること。				1 海外派遣研修者の決定に関すること。		
7 行政事務の指導及び監察に関すること。			1 内部監査事項の決定に関すること。 2 内部監査に基づく事務の改善指			

			導に關するこ と。			
8 行政手 続法及び 熊本県行 政手続条 例の施行 に係る事 務の指導 及び助言 に關する こと。						
9 事務能 率に關す ること。						
10 所管 不明の事 務の配分 に關する こと。				1 いづ れの部 (公室) 課(セ ンタ ー)に 属する かにつ いて疑 義のあ る事務 の所管 部(公 室)課 (セ ンタ ー) の決 定に 關す ること 。		
11 外部 監査契約 に基づく 監査に關 すること						
12 特別 職報酬等 審議会、 地方公務 員災害補 償基金、 地方公務 員災害補 償基金支 部審査会	1 特別 職報酬 等審議 会に対 する諮 問に關 すること。		1 公務 災害の 認定を するこ と。	1 軽易 な公務 災害の 認定を するこ と。 2 公務 災害補 償を実 施する		

		、公務災害補償認定委員会、公務災害補償審査会及び賞じゅつ金等審査委員会に関すること。			こと。	
		1 3 人材育成に係る調査、企画の立案及び調整に関すること。				
		1 4 職員の研修に関すること。	1 職員研修の基本方針を策定すること。	1 職員研修の実施計画を策定すること。	1 職員研修を実施すること。	
		1 5 総務部長室に関すること。				
財政課	1	県議会に関すること。				
	2	財政の健全化に係る企画及び調整に関すること。				
	3	予算に関すること。	1 熊本県予算規則（昭和 38 年熊本県規則第 73 号）第 6 条第 1 項に規定する予算編成方針の策定に	1 地方自治法第 219 条第 2 項の規定による予算の報告及び公表に関すること。 2 熊本県予算規則第	1 同規則第 16 条及び第 17 条による歳出予算の配当に関すること。 2 同規則第 26 条に規定す	

	関すること。	26条に規定する予備費の充用(課(センター)長専決事項に該当するもののを除く。)に関すること。	100万円未満の費用の充用(軽易なものに限る。)に関すること。
2	同規則第13条に規定する予算の決定をすること。	3 同規則第25条に規定する歳入歳出予算科目の新設に関すること。	3 同規則第25条に規定する歳入歳出予算科目の新設に関すること。
3	予算関係議案及び予算関係報告書の提出に関すること。	3 同規則第20条に規定する指定事業の決定に関すること。	4 会計コード及び予算科目コードの管理に関すること。
4	地方自治法第179条による予算の専決処分に関すること。	4 同規則第27条に規定する予算執行状況の報告又は調査に関すること。	
5	熊本県予算規則第21条に規定する特別会計の弾力条項の適用に関すること。		
6	同規則第29条に規定する繰越明許費及び事故繰越の繰越承認をするこ		

		と。				
4	地方譲与税、地方交付税(県分)及び県債に関すること。		1 起債の発行に関すること。 2 普通地方交付税の額の算定に用いる資料の提出に関すること。 3 特別地方交付税の額の算定に用いる資料を提出すること。	1 公募債の消化状況報告に関すること。 2 起債統計報告に関すること。		
5	財政調整基金、災害基金、職員等退職手当基金、県有施設整備基金、県債管理基金及び地域の元気基金(以下この項において「基金」という。)の管理に関すること。		1 基金の処分の決定に関すること。 2 基金に属する現金の繰替運用の決定に関すること。			
6	全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会に関すること	1 協議会規約の制定、改廃に関すること。	1 当せん金付証票の発売計画及び発売許可の申請に関すること。	1 協議会との連絡調整に関すること。		

		。			するこ と。			
		7 財政事 情の公表 等に關す ること。			1 財政 事情の 作成及 び公表 に關す ること 。 2 地方 自治法 第 23 3 条第 5 項に 規定す る主要 な施策 を説明 する書 類の作 成に關 すること。			
		8 出資團 体等の指 導に係る 調整に關 すること 。						
総 務 私 学 局	県 政 情 報 文 書 課	1 文書に 關するこ と。			1 熊本 県行政 文書等 の管理 に關す る条例 (平成 23年 熊本県 条例第 11号) 第3 1条の 規定に よる特 定歴史 公文書 の廃棄 を行 うこと。	1 熊本 県行政 文書等 の管理 に關す る条例 第14 条の規 定によ る特定 歴史公 文書の 保存等 を行 うこと。 2 熊本 県行政 文書等 の管 理に 關す る条例 第15 条から		

						第 18 条までの規定による特定歴史公文書の利用請求に対する決定等を行うこと。 3 熊本県行政文書等の管理に関する条例第32条の規定による特定歴史公文書の保存及び利用の状況の公表を行うこと。	
	2 行政文書等管理委員会に関すること。						
	3 県印、知事印、副知事印及び部（公室）長印の保管その他公印に関すること。						
	4 法制に関する指導、審査及び調整に関すること。						
	5 法規、						

		政策法務及び訟務に関すること。					
		6 公告式及び県公報に関すること。					
		7 公益法人制度に係る事務の総括に関すること。					
		8 公益認定等審議会に関すること。					
		9 他課(センター)の所管に属さない公益法人及び公益信託に関すること。					
		10 情報公開に関すること。					
		11 個人情報の保護に関すること。					
		12 情報公開審査会並びに個人情報保護制度審議会及び個人情報保護審査会に関すること。					
		13 公立大学法人熊本県立大学に関すること。	1 定款の変更の認可申請に関すること。		1 会計監査人の選任に関すること。		

			2 中期目標の指示に関すること。 3 中期目標期間終了時の検討及び措置に関すること。 4 理事長及び監事の任免に関すること。				
	14 総務私学局長に関すること。						
総務事務センター	1 総務事務の集中処理に関すること。			1 総務事務の集中処理の実施方針に関すること。			
	2 職員（選挙管理委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、有明海区漁業調整委員会及び天草不知火海区漁業調整委員会並びに教育委員会の事務局及び学校以外の				1 扶養親族に係る届出の処理をすること。 2 通勤手当、住居手当、単身赴任手当及び特地勤務手当に準じる手当の決定に関すること。		

		教育機関の職員を含む。)の給与の集中処理に関すること。			3 年末調整に係る申告書等の審査に関すること。		
		3 選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、有明海区漁業調整委員会、天草不知火海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、収用委員会及び教育委員会の委員報酬の年末調整に係る申告書等の審査の集中処理に関すること。			1 年末調整に係る申告書等の審査に関すること。		
		4 旅費の計算に関すること。					
		5 旅費事務に係る電子計算組織を利用して行う旅行申請に係る旅費額の確認事務等旅費(選挙管理委員会、人事委員			1 旅費事務に係る電子計算組織で作成された電磁的記録により処理される支出命令に関すること。		

		会事務局 、監査委 員事務局 、労働委 員会事務 局、有明 海区漁業 調整委員 会、天草 不知火海 区漁業調 整委員会 、内水面 漁場管理 委員会及 び収用委 員会並び に教育委 員会の事 務局及び 学校以外 の教育機 関に係る ものを含 む。) 事 務の集中 処理に関 すること 。			するこ と。 2 熊本 県職員 等の旅 費に関 する条 例(昭 和 27 年熊本 県条例 第 31 号)第 31条 第 3 項 の規定 による旅 費調整(同項の規 定の例に よるもの を含む。)に 関する こと。	
6 職員(選挙管理 委員会、 人事委員 会事務局 、監査委 員事務局 、労働委 員会事務 局、有明 海区漁業 調整委員 会、天草 不知火海 区漁業調 整委員会 及び内水 面漁場管 理委員会 並びに教 育委員会 の事務局 及び学校 以外の教				

		育機関の職員を含む。)の自家用車による公務出張に関する取扱要領(任命権者が知事に協議して定めるものに限る。)に基づく自家用車の登録に係る事務の集中処理に関すること。				
7	地方公務員法第 22 条第 2 項の規定により任用された臨時職員(職員の産前休暇及び産後休暇に伴う代替臨時職員(以下「産前産後代替臨時職員」という。)を除く。)又は地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号の規定により任用された非常勤職員(いざれも選挙管理委員会、人事委員会			1 賃金及び報酬の支払に関すること。 2 賃金及び報酬に係る年末調整並びに源泉徴収票の発行に関すること。 3 賃金及び報酬に係る住民税の特別徴収に関すること。 4 社会保険資格の喪失等の手続及び保険		

		事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局並びに教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に任用された者を含み、熊本県内所在公署以外の公署に勤務する者を除く。) の賃金又は報酬並びに社会保険及び労働保険の集中処理に関する事。		5 雇用保険資格の喪失等の手続、保険料の支払及び離職票の発行に関する事。	
8	地方公務員法第 22 条第 2 項の規定により任用された臨時職員（産前産後代替臨時職員に限る。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項第 2 号の規定により任用された臨時職員（いざれも選挙管理委員会			1 社会保険資格の喪失等の手續及び保険料の支払に関する事。 2 雇用保険資格の喪失等の手續、保険料の支払及び離職票の発行に関する事。	

	<p>、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局並びに教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に任用された者を含み、熊本県内所在公署以外の公署に勤務する者を除く。) の社会保険及び労働保険の集中処理に関すること。</p>					
	<p>9 地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項の規定により任用された再任用職員(選挙管理委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局並びに教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に任用された者を含み、熊本県</p>				<p>1 社会保険資格の喪失等の手続及び保険料の支払に関すること。</p> <p>2 雇用保険資格の喪失等の手続、保険料の支払及び離職票の発行に関すること。</p>	

		内所在公署以外の公署に勤務する者を除く。)の社会保険及び雇用保険の集中処理に関すること。						
		10 職員の児童手当に関すること。			1 児童手当法(昭和46年法律第73号)第7条第1項、第8条、第14条及び第17条の規定に基づく児童手当の認定及び支給並びに不正利得の徴収をすること。 2 同法第26条第2項の規定に基づく届出等を処理すること。 3 同法第29条の規定に基づく報告をすること			

	1 1 職員の子どもも手当に関すること。			1 子ども手当の認定及び支給並びに不正利得の徴収をすること。 2 子ども手当に係る届出等の処理をすること。 3 子ども手当の支給状況に係る報告をすること。		
	1 2 職員厚生室に関すること。					
	(1) 職員の健康支援に関すること。		1 職員の健康管理事業の実施方針に関すること。	1 職員の健康管理事業の実施に関すること。		
	(2) 職員の福利厚生に関すること。	1 厚生施設を設置すること。	1 職員の厚生及び保健体育事業を企画すること。	1 職員の厚生及び保健体育事業を実施すること。 2 厚生施設を管理運営すること。		
	(3) 職		1 恩給			

		員の共 済事業 及び恩 給に関 すること。			を裁定 し、支 給する こと。		
管 財 課	1 公有財 産の総括 に関する こと。	1 公有 財産再 評価に 関する 基準を 決定す ること。 2 用地 等価格 評価に 関する 基準を 決定す ること。 3 県庁 附属宿 舎の建 設を決 定する こと。 4 公有 財産事 務運営 の基本 的事項 を決定 すること。	1 財産台 帳整備に 関する方 針を決定 すること 。 2 公有財 産評価に 関する運 用方針を 決定する こと。 3 公有財 産の実態 調査に關 する方針 を決定す ること。		1 公有 財産再 評価調 書の審 査及び 修正の 決定を すること。 2 公有 財産表 を作成 すること。 3 公有 財産の 状況に 關する 資料又は 報告を求 めること 。		
	2 ファシ リティマ ネジメン トの推進 に関する こと。						
	3 普通財 産の管理 及び処分 に関する こと。	1 議会 議決を 要する 不動産 の処分 をすること。	1 評価額 7, 00 0万円以 不動產 の處分 をすること。	1 評価 額 1, 000 万円以 上 7, 000 万円未 満の不 動產を 処分す ること 。	1 評価 額 1, 000 万円未 満の不 動產を 処分す ること 。	2 普通	

			。) を処分すること。	すること。 2 普通財産の貸付けをすること。	財産の一時貸付及び普通財産の貸付けのうち電柱類敷地としての貸付け等軽易な貸付けをすること。 3 普通財産の境界を確認すること。	
4 県庁舎及び県庁附属宿舎の維持管理に関すること。				1 行政財産の目的外使用を許可すること。 2 事務室の使用の決定をすること。 3 代用宿舎借上契約をすること。	1 行政財産の目的外使用のうち電柱類敷地としての使用等の軽易な使用を許可すること。 2 宿舎の入退居の許可をすること。 3 会議室の使用の許可をすること。 4 職員駐車場の使用の許可をすること。	

				5 火気 物品等 の使 用の許 可をす ること。		
5 県庁舎 及び県庁 附属宿舎 の電気及 び機械の 設備の管 理に関す ること。				1 電話 の新設 及び移 転をす ること 。		
6 県庁舎 の保全及 び秩序の 維持に関 すること 。		1 熊本県 庁舎等管 理規則(昭 和 42 年熊 本県規則第 4 号)第 1 0 条の規 定に基づ く違反等 に対する措 置に関す ること。	1 同規 則第 9 条の規 定に基 づく許 可に関 すること。	1 同規 則第 9 条の規 定に基 づく許 可のう ち輕易 なもの に関す ること 。		
7 広域本 部の入居 する庁舎 等(県庁 舎を除く。 。)及び 広域本部 長等の宿 舎に関す ること。						
8 庁用自 動車の集 中管理に 関すること。				1 庁用 自動車 の配車 に関す ること 。		
9 国有資 産等所在 市町村交 付金の交 付に関す ること。			1 国有 資産等 所在市 町村交 付金の 交付に 関する こと。			

		10 公有建物の災害共済の委託に関すること。		1 公有建物の火災共済委託契約に関すること。	1 公有建物の火災共済追加委託及び一部解除に関すること。	
		11 財産審議会に関すること。				
私学振興課	1 私立学校及び宗教法人に関すること。	1 私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 31 条の規定により学校法人の寄附行為(私立の高等學校及び中等教育學校の設置に係るものに限る。)を認可すること。 2 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 4 条の規定により私立の高等學校及び中等教育學	1 学校教育法第 4 条の規定により私立の高等學校及び中等教育學校の廃止及び設置者変更を認可すること。 2 同法第 136 条の規定により私立專修學校設置又は私立各種學校設置の勧告及び教育の停止を命ずること。	1 私立学校法第 26 条第 2 項の規定により学校法人が行う収益事業の種類を定め、これを公告すること。 2 私立學校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)第 10 条の規定に基づく學校法人の助成に関すること。	1 日本私立学校振興・共済事業団に対する学校法人の融資申込みに対して副申を付すること。	

			校の設置を認可すること。 3 私立学校法第 62 条の規定により学校法人の解散を命ずること。				
		2 私立学校審議会に関すること。					
市町村・税務局	市町村行政課	1 市町村その他地方公共団体の行政一般に関すること。	1 市町村の廃置分合及び境界変更について議会に提案すること。 2 市町村の廃置分合及び境界変更を決定すること。 3 町村を市とし、村を町とすることについて議会に提案すること。 4 町村を市とし、村を町とすることを決定する	1 市町村の事務について、審査請求等に対する裁決、裁定又は審決すること。	1 市町村その他地方公共団体の行政に関する指導、助言及び勧告をすること。 2 市町村の公平委員会事務の受託について議会に提案すること。 3 市町村の公平委員会事務の受託を決定すること。	1 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 5 条第 1 項の規定により、市町村の廃置分合に係る事務の分界を定め、又は承継すべき市町村を指定すること。 2 同令第 6 条の規定により市町村の境界による事務の承継につ	

5	市町 村の境 界に関 し、争 論があ るとき 地方自 治法第 251 条の2 の規定 による 調停に 付する こと。			いて定 めるこ と。
6	市町 村の境 界が判 明でな い場合 その境 界を決 定する こと。			
7	公有 水面の みに係 る市町 村の境 界変更 を決定 するこ と。			
8	市町 村長の 臨時代 理者を 選任す ること 。			
9	市町 村相互 間又は 市町村 の機関 相互間 に紛争 がある とき自 治紛争 処理委 員の調			

			停に付 するこ と。 1 0 市 町村に 関する 事件に ついて 、管理 都道府 県知事 を定め るため の協議 を行 うこと。 1 1 郡 の区域 の新設 、廃止 又は変 更を決 定する こと。 1 2 一 部事務 組合の 設立を 許可す ること 。				
		2 市町村 合併推進 に関する こと。					
		3 市町村 の土地開 発公社に 関するこ と。					
		4 行政書 士に関す ること。		1 行政 書士法 (昭和 26年 法律第 4号) 第3条 の規定 により 行政書 士試験 を実施	1 同法 第14 条の規 定に基 づき、 行政書 士の業 務を停 止し、 又は業 務を禁 止し、		

				するこ と。	及びこ れらの 処分に ついて 聴聞を 行うこと。		
	5 自衛隊員の募集に関すること。				1 自衛隊員の募集期間及び試験場所を告示すること。 2 自衛隊員募集に関する啓発宣伝計画を策定すること。		
	6 地方制度の調査研究に関すること。						
	7 広域本部に関すること（広域本部の入居する庁舎等（県庁舎を除く。）及び広域本部長等の宿舎に関することを除く。）。						
	8 市町村・税務局長に関すること。						
市 町 村 財 政	1 市町村その他地方公共団体の財政一般に関する事項	1 市町村の財政再生計画を総務大臣が実施する事項		1 市町村その他地方公共団体の財政一般に関する事項	1 市町村から提出された地方交付金の額		

課	すること。 臣に進達すること。 2 市町村の財政再生計画の協議を総務大臣に進達すること。	政に関する指導、助言及び勧告をすること。 2 市町村の財政再生計画の変更計画を総務大臣に進達すること。 3 市町村の財政再生計画の変更協議を総務大臣に進達すること。 4 市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の概要の公表及びその要旨を総務大臣に報告すること。 5 市町村の財政再生計画の実施の状況を総務大臣に進達すること。	税及び地方特例交付金の額の算定に関する資料その他必要な資料を総務大臣に送付すること。 2 地方交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いた資料の検査を実施すること。 3 地方債の協議等に関すること。 4 国有提供施設等所在市町村助成交付金の額を市町村長へ通知すること。 5 市町村の財務に関する資料を総務大臣に提出すること。 6 市町		

6	市町村の財政再生計画完了報告書を総務大臣に進呈すること。	健判率及び企業資金比率の公表及び健判率全断及営の不足率の要表と該化比率を當全断等務に報告すること。	市町村の財政健全化計画及び企業経営健全化の実施概況の公表及び要旨を總務大臣に報告すること。	市町村の財政健全化計画及び企業経営健全化の実施概況の公表及び要旨を總務大臣に報告すること。
7	市町村の地方交付税及び地方特例交付金の額の算定の結果を総務大臣に報告すること。	市町村の財政健全化計画及び企業経営健全化の実施概況の公表及び要旨を總務大臣に報告すること。	市町村の財政健全化計画及び企業経営健全化の実施概況の公表及び要旨を總務大臣に報告すること。	市町村の財政健全化計画及び企業経営健全化の実施概況の公表及び要旨を總務大臣に報告すること。
8	総務大臣が決定し、又は変更した地方交付税及び地方特例交付金の額を市町村に通知すること。	市町村の財政健全化計画及び企業経営健全化の完了報告書の要表と該化比率を當全断等務に報告すること。	市町村の財政健全化計画及び企業経営健全化の完了報告書の要表と該化比率を當全断等務に報告すること。	市町村の財政健全化計画及び企業経営健全化の完了報告書の要表と該化比率を當全断等務に報告すること。
9	地方交付税及び地方特例交付金の交付時期ごとにすべき額を総務大臣に報	と。		

交付金の超過交付分について、返還せらるべき額を総務大臣に報告し、及びその返還の方法について市町村の意見を聞くこと。

1 3 地方交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いた資料の検査結果を総務大臣に報告すること。

1 4 地方債の同意等予定額通知に伴う同意予定額及び許可予定額を決定すること。

1 5 地方債の起債予定額を総務大臣に提出すること。

出する
こと。

1 6 地
方公営
企業法
施行令
(昭和
27年
政令第
403
号) 第
28条
第1項
の規定
に基づ
き、地
方公営
企業法
第40
条の3
第2項
に定め
る地方
公営企
業の經
營に關
する事
項を總
務大臣
に報告
するこ
と。

1 7 同
令第2
8条第
2項の
規定に
定める
事項を總
務大臣に報
告をす
ること

1 8 固
定資產
の価格
等の修
正に係
る勧告
を行ふ
こと。
1 9 固

				定資産の評価及び価格等の配分を行うこと。 20 固定資産の価格等の概要調書を取りまとめ、作成し、送付すること。 21 市町村の固定資産平均価額を算定すること。	
2 市町村振興資金に関すること。	1 熊本県市町村振興資金貸付要項第 2 条の規定により資金の貸付け枠を定めること。	1 同要項第 6 条の規定により貸付けの内定をすること。 2 同要項第 7 条の規定により事業の変更、中止又は廃止を承認すること。 3 同要項第 8 条の規定により貸付けの内定を取	1 同要項第 10 条第 1 項の規定により貸付けの内定をすること。 2 同要項第 12 条の規定により借入市町村に対し関係資料の提出を求め、又は実地に検査をすること。		

					り消すこと。 4 同要項第 1 3 条の規定による貸付金の全部又は一部の繰上償還に関する事。		
	3 固定資産評価審議会に関する事。				5 同要項別表の規定により知事が特に必要と認める事業及び知事が特に緊急に実施することが必要と認める事業を認定すること。		
消防保安課	1 消防に関する事。	1 消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 29 条の規定による消防施設の強化拡充の助成		1 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 17 条の 8 第 3 項の規定により消防設備士試験を実	1 消防法第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定により市町村長に通報すること。 2 消防組織法		

			をすること。	施すること。	第 29 条の規定による消防統計及び消防情報に関すること。
2 同法 第 43 条の規 定によ り災害 防御の 措置に 関して 必要な 指示を するこ と。	2 消防 組織法 第 29 条の規 定によ る市町 村相互 間の連 絡協調 及び消 防職員 の人事 交流の あつ旋 に關す ること。	2 消防 組織法 第 29 条の規 定によ る市町 村相互 間の連 絡協調 及び消 防職員 の人事 交流の あつ旋 に關す ること。	3 同法 第 29 条の規 定によ る指導 (課 (セ ンタ ー) 長 専決事 項に該 当する ものを 除く。) に關 すること。	3 同法 第 29 条の規 定によ る指導 (課 (セ ンタ ー) 長 専決事 項に該 当する ものを 除く。) に關 すること。	3 同法 第 29 条の規 定によ る消防 の用に 供する 設備、機 械器具及 び資材の 性能試 験に關 すること。
3 同法 第 44 条の規 定によ り緊急 消防援 助隊の 派遣を 要請す ること。			4 同法 第 29 条の規 定によ る市町 村消防 計画の 作成の 指導を行 うこと。	4 同法 第 29 条の規 定によ る市町 村消防 計画の 作成の 指導を行 うこと。	4 同法 第 29 条の規 定によ る市町 村消防 計画の 作成の 指導を行 うこと。
			5 消防 法施行 令 (昭 和 36 年政令 第 37 号) 第 3 条の 規定に よる防 火管理 者講習 会を実 施する こと。	5 同法 第 29 条の規 定によ る消防 に関する 市街地の等	5 消防 法施行 令 (昭 和 36 年政令 第 37 号) 第 3 条の 規定に よる防 火管理 者講習 会を実 施する こと。

				級化に 関する こと（ 消防庁 長官が 指定す る市に 係るも のを除 く。） 。 6 同法 第 38 条の規 定によ る勧告 、指導 及び助 言をす ること 。		
	2 危険物 の規制に 関するこ と。			1 消防 法第 1 3 条の 3 第 3 項の規 定によ る危険 物取扱 者試験 を実施 するこ と。	1 同法 第 11 条第 5 項及び 第 11 条の 2 第 1 項 の規定 による 危険物 の製造 所等の 完成検 査及び 完成検 査前検 査をす ること 。	
	3 消防学 校に関す ること。			1 消防 組織法 第 29 条の規 定によ る消防 職員及 び消防 団員の 教養訓 練に關 すること		

					2 消防 学校学 生の募 集に關 するこ と。		
4 電気（ 他課所掌 のものを 除く。） 、ガス及 び鉄砲火 薬類に關 すること 。					<p>1 高圧 ガス保 安法（ 昭和 2 6 年法 律第 2 0 4 号 ）第 3 1 条第 2 項の 規定に より製 造保安 責任者 及び販 売主任 者の試 験を実 施する こと。</p> <p>2 液化 石油ガ スの保 安の確 保及び 取引の 適正化 に關す る法律 （昭和 42年 法律第 149 号）第 38条 の 5 の 規定に より液 化石油 ガス設 備土の 試験を 実施す ること 。</p> <p>3 火薬 類取締</p>	<p>1 高圧 ガス保 安法第 39条 の規定 による 緊急措 置をす ること 。</p> <p>2 火薬 類取締 法第 4 5 条の 規定に による措 置をす ること 。</p> <p>3 ガス 事業法 （昭和 29年 法律第 51号 ）第 4 6 条及 び第 4 7 条の 規定に によるガ ス用品 販売事 業店の 取り扱 いをす ること。</p>	

					法（昭和 25 年法律第 149 号）第 31 条の規定により丙種火薬類製造保安責任者及び火薬類取扱保安責任者の試験を実施すること。		
	5 防災消防航空センターに関すること。				4 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 63 条の規定による裁定に関すること。		
税務課	1 県税に関すること。	1 熊本県税条例（昭和 29 年条例第 28 号）第 25 条の規定に基づく県税の課税免除をすること（政			1 熊本県税条例第 25 条の規定に基づく県税の課税免除（収益事業を行わない特定非営利活動促進法	1 地方税法第 19 条の規定に基づく県税及び県税に係る徴収金に関する処分についての不服申立ての	

			<p>策審議 監及び 部内局 長専決 事項に 該当す るもの 並びに 熊本県 税特別 措置条 例（昭 和 39 年熊本 県条例 第 5 号 ）の規 定によ る課税 免除及 び不均 一課税 を除く 。）。</p>	<p>（平成 10 年 法律第 7 号） 第 2 条 第 2 項 に特定 する特 定非營 利活動 法人に 係る法 人の県 民税均 等割に 関する ものに 限る。 ）をす ること 。 2 県税 の減免 処分を 取り消 すこと 。 3 地方 税法（ 昭和 2 5 年法 律第 2 26 号 ）第 1 9 条の 規定に 基づく 県税及 び県税 に係る 徵収金 に ある處 分（地 方法人特 別税等 に する暫 定措 置法 （平成 20 年 法律第 25 号 ） うち、 事実の 認定又 は法令 の適用 に係る 不服申 立てで あつて、 当該 処分が 明らか に違法 又は不 當と認 められ るもの に対す る決定 又は裁 決をす ること 。</p>	
--	--	--	---	---	--

) 第 18 条の規定により地方税法に基づく処分とみなされる方法人特別税に関する処分を含む。以下同じ。)についての不服申立てのうち極めて重大又は異例なもの以外のものに対する決定又は裁決をすること。

4 地方税法第 742 条第 1 項及び第 3 項並びに第 743 条第 1 項の規定に基づき、県が固定資産税を課する場合の償却資産の指定及び価格等

				の決定をすること。 5 通告処分を行う場合の合議に對する承認に関すること。		
2 地方法人特別税に関すること（収入調定及び国への払込みに関することに限る。）。						
3 税理士に関すること。				1 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 23 条の規定により同法第 4 条及び第 24 条の規定による欠格条項又は登録拒否事由に該当する事実の認定及び通知をすること。		
4 ふるさとくまもと応援寄附金に関すること。				1 100 万円未満の寄附採		

		すること。 。				納の承諾に関するこ と。	
	5	自動車税事務所に関するこ と。					

別表第 3 企画振興部企画課の項中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

	6	フードバレー推進室に関するこ と。 (1) 県南地域で生産された農林水産物を活用した食品に関する連する産業、研究等に関する機能の集積等に向けた取組に係る施策の企画及び調整その他当該取組の推進に関するこ と。					
--	---	--	--	--	--	--	--

別表第 3 企画振興部地域・文化振興局地域振興課の項中第 11 項を第 12 項とし、第 10 項の次に次の 1 項を加える。

		11 万日山緑地公園に関するこ と。					
--	--	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第 3 健康福祉部長寿社会局高齢者支援課の項第 5 項課（センター）長専決事項の欄第 15 号中「立入り検査等」を「立入検査等」に改め、同表同部同局社会福祉課の項第 1 項部内局長専決事項の欄第 4 号中「取消すこと」を「取り消すこと」に改め、同項同欄第 9 号中「不服申立て」を「不服申立て」に改め、同課の項第 10 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）」に改め、同表同部子ども・障がい福祉局子どもも未来課の項第 9 項を同課の項第 10 項とし、同課の項第 8 項部内局長専決事項の欄中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同課の項第 8 項を同課の項第 9 項とし、同

課の項第7項部内局長専決事項の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同課の項第7項を同課の項第8項とし、同課の項第6項を同課の項第7項とし、同課の項第5項の次に次の1項を加える。

		6 子ども ・子育て 支援法（ 平成24 年法律第 65号） の施行に 関するこ と。						
--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第3健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課の項第2項中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同課の項第6項分掌事務の欄中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「関すること」の次に「（社会福祉課の分掌事務に係るものを除く。）」を加え、同課の項第12項を次のように改める。

	12 児童 の福祉に 関するこ と。	1 児童福 祉法第2 1条の5 の23の 規定によ る指定障 害児通所 支援事業 者及び同 法第24 条の17 の規定に による指定 障害児入 所施設の 指定の取 消し等に 関するこ と。 2 同法第 35条の 規定によ る児童福 祉施設（ 障害児入 所施設及 び児童発 達支援セ ンター（ 以下障害 児入所施 設等とい う。）に 限る。） の設置の 認可に関	1 同法 第24 条の5 の規定 による 指定障 害児通所 支援事業 者及び同 法第24 条の17 の規定に による指定 障害児入 所施設の 指定の取 消し等に 関するこ と。 2 同法第 35条の 規定によ る児童福 祉施設（ 障害児入 所施設及 び児童発 達支援セ ンター（ 以下障害 児入所施 設等とい う。）に 限る。） の設置の 認可に関	1 同法 の規定 により 設置さ れた障 害児入 所施設 等の保 護単価 の決定 に関す ること。 2 同法 第4条 第2項 に規定 する障 害児の 保護に 必要な 物資等 の配分 に関す ること。 3 熊本 県児童 福祉法 施行細				
--	-----------------------------	---	---	---	--	--	--	--

				すること。	則第 1 3 条の 規定に により障 害児（ 児童福 祉法第 4 条第 2 項に 規定す る障害 児をい う。） に係る 徴収金 の減免 をする こと。		
--	--	--	--	-------	---	--	--

別表第 3 環境生活部環境政策課の項中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

	3 水俣条 約外交会 議推進室 に関する こと。						
	(1) 外 交会議 の関係 機関と の調整 に関す ること 。						
	(2) 外 交会議 の広報 に関す ること 。						
	(3) 外 交会議 の関連 事業に 関する こと。						
	(4) そ の他外 交会議 に関す ること 。						

別表第 3 商工観光労働部商工労働局労働雇用課の項第 10 項を削り、同表同部新産業振興局産業支援課の項第 16 項分掌事務の欄中「くまもとテクノ産業財団」を「公益財団法

人くまもと産業支援財団」に改め、同表農林水産部農林水産政策課の項第3項分掌事務の欄中「熊本農政事務所、」を削り、同表同部生産局畜産課の項第12項分掌事務の欄中「養ほう」を「養蜂」に改め、同表同部農村振興局農村計画課の項中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

		2 土地改良財産の管理に関すること。		1 重要な土地改良財産の処分に関すること。	1 土地改良財産（土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和32年熊本県条例第32号）第12条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる財産その他特に農林水産部長が指定した施設の財産に限る。）の管理委託すること。 2 土地改良財産のうち軽易なもの処分に関すること。		
--	--	--------------------	--	-----------------------	--	--	--

別表第3 農林水産部農村振興局農地整備課の項第9項を削り、同表同部森林局森林整備課の項第1項部内局長専決事項の欄及び課（センター）長専決事項の欄中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同課の項中第12項から第14項までを削り、第15項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

		1 3 林業技術の普及及び指導に関すること。			1 林業普及指導実施方針及び林業普及指導事業実施計画の策定に関すること。 2 普及指導職員の設置に関すること。		
--	--	------------------------	--	--	--	--	--

別表第3 農林水産部森林局森林整備課の項第16項を同課の項第14項とし、同表同部同局林業振興課の項中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同課の項第6項部内局長専決事項の欄中第2号を削り、同項を同課の項第5項とし、同課の項中第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、第10項を削り、同表同部同局森林保全課の項第3項の次に次の4項を加える。

	4 森林公園の整備等に関すること。						
	5 森林の公有化に関すること。						
	6 緑化の普及及び啓発に関すること(都市の緑化に関するることを除く。)。						
	7 入会林野等整備事業に関すること。		1 入会林野等整備計画の認可及び公告に関すること。		1 入会林野等整備事業の指導に関すること。		
	(10) 都市 の低炭素化						

別表第3 農林水産部水産局全国豊かな海づくり大会推進課の項中第4項を削り、第5項を第4項とし、同表土木部監理課の項第7項分掌事務の欄中「土木事務所及び」を削り、同表同部建築住宅局建築課の項第9項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

--	--	--	--	--	--	--	--

		の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)の施行に関すること(建築物に関することに限る。)。					
--	--	---	--	--	--	--	--

別表第 3 土木部建築住宅局營繕課の項部内局長専決事項の欄中第 1 号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に次の表の旧の欄に掲げる部・局・課(センター)に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表の新の欄に掲げる部・局・課(センター)に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

旧			新		
部	局	課(センター)	部	局	課(センター)
総務部	文書私学局	県政情報文書課	総務部	総務私学局	県政情報文書課
		私学振興課			私学振興課
	総務税務局	総務事務センター		市町村・税務局	総務事務センター
		管財課			管財課
		税務課			税務課
	市町村局	市町村行政課			市町村行政課
		市町村財政課			市町村財政課
		消防保安課			消防保安課

(熊本県人材研修室設置規程の廃止)

3 熊本県人材研修室設置規程(平成 20 年熊本県訓令第 32 号)は、廃止する。

(熊本県人材研修室設置規程の廃止に伴う経過措置)

4 この訓令の施行の際現に総務部人事課人材研修室に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、総務部人事課に勤務を命ぜられたものとする。

(熊本県法令審議会規程の一部改正)

5 熊本県法令審議会規程(昭和 27 年熊本県訓令第 584 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「総務部文書私学局長」を「総務部総務私学局長」に改める。

第 11 条第 3 項中「県政情報文書課長」を「総務部総務私学局県政情報文書課長」に改める。

(熊本県防災消防航空センター処務規程の一部改正)

6 熊本県防災消防航空センター処務規程(平成 13 年熊本県訓令第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「総務部市町村局消防保安課長」を「総務部市町村・税務局消防保安課長」に改める。

(熊本県職員厚生室設置規程の一部改正)

7 熊本県職員厚生室設置規程(平成 21 年熊本県訓令第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「総務部総務税務局総務事務センター」を「総務部総務私学局総務事務センター」に改める。

第 4 条第 1 項及び第 5 条中「総務部総務税務局総務事務センター長」を「総務部総務私学局総務事務センター長」に改める。

- 第6条中「総務部総務税務局総務事務センター」を「総務部総務私学局総務事務センター」に改める。
 (熊本県職員厚生室設置規程の一部改正に伴う経過措置)
 8 この訓令の施行の際現に総務部総務税務局総務事務センター職員厚生室に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、総務部総務私学局総務事務センター職員厚生室に勤務を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第24号

本庁各部（公室・局）課（センター）
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県フードバレー推進室設置規程を次のように定める。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県フードバレー推進室設置規程
 (設置)

第1条 県南地域で生産された農林水産物を活用した食品に関する産業、研究等に関する機能の集積等に向けた取組を推進するため、企画振興部企画課にフードバレー推進室（以下「室」という。）を置く。
 (分掌事務)

第2条 室の分掌事務は、前条の取組に係る施策の企画及び調整その他当該取組の推進に関することとする。
 (職員)

第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、課長補佐を置くことができる。

3 室に、主幹及び参事を置くことができる。
 (職務)

第4条 室長は、企画振興部企画課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担任事務を処理する。
 (専決及び代決)

第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第29号）第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、企画振興部企画課長が専決する。

2 前項の課長専決事項について、企画振興部企画課長が不在のときは、室長が代決することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ企画振興部企画課長が指定した事項については、室長が専決することができる。
 (庶務)

第6条 室の庶務は、企画振興部企画課において行う。
 (雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

熊本県訓令第25号

本庁各部（公室・局）課（センター）
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県水俣条約外交会議推進室設置規程を次のように定める。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県水俣条約外交会議推進室設置規程
 (設置)

第1条 水銀に関する水俣条約外交会議（以下「外交会議」という。）に関する業務を推進するため、環境生活部環境政策課に水俣条約外交会議推進室（以下「室」という。）を置く。
 (分掌事務)

第2条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 外交会議の関係機関との調整に関すること。
- (2) 外交会議の広報に関すること。
- (3) 外交会議の関連事業に関すること。
- (4) その他外交会議に関すること。

(職員)

第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、課長補佐を置くことができる。

3 室に、主幹及び参事を置くことができる。
(職務)

第 4 条 室長は、環境生活部環境政策課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担任事務を処理する。
(専決及び代決)

第 5 条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号）第 8 条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、環境生活部環境政策課長が専決する。

2 前項の課長専決事項について、環境生活部環境政策課長が不在のときは、室長が代決することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ環境生活部環境政策課長が指定した事項については、室長が専決することができる。
(庶務)

第 6 条 室の庶務は、環境生活部環境政策課において行う。
(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 26 号

本府各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県建築物安全推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 25 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県建築物安全推進室設置規程の一部を改正する訓令

熊本県建築物安全推進室設置規程（平成 18 年熊本県訓令第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）の施行に関すること（建築物に関するものに限る。）。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。